

1 随意契約に係る契約規則及び運用の改正について

(説明者：財務部長)

(1) 主な意見等

- 随意契約の可能額については、地方自治法施行令に上限額が定められており、その範囲内で市が規則で定めることになっている。
今回の改正案では、例えば工事請負は250万円とするなど、本市の規則を施行令の上限額までとしているが、その根拠は何か。
→ 今後、神奈川県からの事務移譲を受ける関係もあり、県と同水準としている。
また、他の政令指定都市の事例を見ても、地方自治法施行令の上限で規則を定めている。
- 1者随意契約選定理由の公表基準について、ガイドラインの記載内容では、分かりづらいのではないかと。どういった場合が公表に該当するのか、表にまとめるなど明確にしてほしい。
→ より分かりやすい形に見直しする。
- 公表内容に契約期間が入っていない。契約期間は契約上の重要な要素であるので、公表内容に組み込むことを検討してほしい。
- 随意契約の可能額は、契約の種類により上限が異なるわけだが、今後、担当課が判断する際に、委託や請負など契約の種類についての判断に迷うケースが多く生じるものと思われる。担当課が誤った判断をしないよう、ガイドラインに例示を行うなどの明確化が必要ではないかと。
→ 担当課が判断しやすいよう明確にする。
- 1者随意契約の選定理由の公表について、ホームページ以外での公表は行わないのか。今後、区役所ごとに設置予定の行政資料コーナーにも紙ベースで資料提供する方が良いのではないかと。
→ 行政資料コーナーでも公開する方向で対応する。
- 本件は契約に関する内容であり、全庁的な対応が求められるので、市長・副市長・教育長への説明も十分に行うとともに、各局に対する説明・研修等に遺漏無きよう対応すること。

(2) 結 果

- 原案を一部修正し、決裁処理。

以 上